

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について」(平成29年8月1日障発0801第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「運営要領」という。)の10に基づき、長崎県知事(以下「知事」という。)が指定等を行う場合について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定の要件)

第2条 知事は、本研修事業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

(1) 研修事業者に関する要件

- ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 長崎県内に主たる事業所を有していること。

(2) 研修事業内容に関する要件

- ア 運営要領及びこの要綱に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。
- イ 研修カリキュラムは、運営要領別紙1又は別紙2のとおりとし、この内容と同等以上のものとする。
- ウ 研修講師について、精神障害の特性や支援技術に関する知識を有する者で、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
- エ 研修事業は長崎県内で開催すること。

(3) 研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - (ア) 開講目的
 - (イ) 研修事業の名称
 - (ウ) 実施場所
 - (エ) 研修期間
 - (オ) 研修カリキュラム
 - (カ) 講師氏名
 - (キ) 研修修了の認定方法
 - (ク) 開講時期
 - (ケ) 受講資格
 - (コ) 受講手続(募集要領等)
 - (サ) 受講料等
- イ 研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

- ア 原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

- イ 研修時間、曜日については、研修受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。
- ウ 事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。
- エ 研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、十分に留意するよう指導すること。
- オ 研修受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
- カ 障害のある研修受講者に対して、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。
- キ 研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。
- ク 指定期間は、当面の間、指定を受けた年度の年度末までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (5) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（指定申請の手続）

第3条 本研修事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（様式第1号）を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修内容及びカリキュラム
- (6) 講師等選定調書（様式第2号）
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- (9) 申請者の資産状況
- (10) 誓約書（様式第3号）
- (11) その他指定に関し知事が必要であると認める事項

2 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

（指定内容変更の届出）

第4条 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請の内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ指定内容変更届（様式第4号）により、変更の

内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、第3条第1項第5号から第7号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けなければならない。

（実施計画書の提出）

第5条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ実施計画書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、提出した実施計画書に変更を加える場合には、実施計画変更届（様式第6号）を提出すること。

- (1) 学則等（募集要項）
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 研修日程表
- (4) 講師等の氏名及び担当科目
- (5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

（修了証書の交付）

第6条 指定研修事業者は、研修修了者に対し、修了証書（様式第7号）を交付すること。

- 2 修了証書の亡失又はき損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、証明を行うこと。

（実施報告書の提出）

第7条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後60日以内又は年度末までに実施報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 修了者名簿（様式第9号）
- (2) 研修資料
- (3) 当該年度における研修事業に係る収支決算書
- (4) 受講者アンケート結果

（廃止の届出）

第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ廃止届（様式第10号）を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

（調査及び指導）

第9条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

- 2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって当該事業者に通知するものとする。

（指定の取消し）

第10条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。

- (1) 第2条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4) 第9条第1項に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

（聴聞の機会）

第 11 条 知事は、第 9 条第 2 項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

（書類の保存）

第 12 条 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日の属する年の翌年度を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。なお、保存期間内に第 8 条による廃止又は第 10 条による指定の取消しを受けた場合は、書類を県に引き継ぐものとする。

(1) 修了者台帳 永年

(2) 受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 10 年間

(3) 事業に係る収入、支出の書類 5 年間

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名 印

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業を実施する者として指定を受けたいので、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者の氏名（法人は名称）	
申請者の住所 （法人は主たる事業所所在地）	
代表者の職・氏名	
代表者の住所	
研修事業の名称	
研修事業の実施場所	
事業開始予定年月日	

添付書類

- 1 申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の規約
- 2 学則等
- 3 研修内容及びカリキュラム
- 4 講師等選定調書（様式第 2 号）
- 5 研修修了の認定方法
- 6 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- 7 申請者の資産状況
- 8 誓約書（様式第 3 号）
- 9 その他指定に関し知事が必要であると認める事項

様式第2号（第3条関係）

指定研修事業者名	
研修事業の名称	

講師等選定調書

[illegible]

誓 約 書

私は、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者の指定を受けるにあたって、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱、その他関係法令等を遵守することを誓約します。

また、申請者の代表者又は役員等が、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

記

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (5) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者

年 月 日

長崎県知事

様

住所

名称

代表者職・氏名

印

様式第4号（第4条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業指定内容変更届

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付 障福第 号で指定を受けた長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業について、下記のとおり、指定内容を変更したいので、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱第4条の規定により届け出ます。

記

1 変更の時期

2 変更の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

添付書類

変更に係る関係書類

様式第5号（第5条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業実施計画書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付 障福第 号で指定を受けた長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業について、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱第5条の規定により、実施計画を提出します。

記

研修の名称	
実施予定時期	
実施予定場所	
募集予定時期	
募集定員	
受講料	

添付書類

- 1 学則等（募集要項）
- 2 研修カリキュラム
- 3 研修日程表
- 4 講師等の氏名及び担当科目
- 5 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

様式第6号（第5条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業実施計画変更届

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付けて提出した長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業実施計画書について、下記のとおり、計画内容を変更したいので、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱第5条の規定により届け出ます。

記

1 変更の時期

2 変更の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

添付書類

変更に係る関係書類

様式第7号（第6条関係）

番 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより、長崎県知事の指定を受けて行う長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を修了したことを証します。

年 月 日

指定研修事業者名
代表者職・氏名

印

様式第8号（第7条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業実施報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付 障福第 号で指定を受けた長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業について、 年度の事業を実施したので、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱第7条の規定により報告します。

記

研修の名称	
実施期間	
実施場所	
募集期間	
受講料	
募集定員	
受講申込者数	
受講決定者数	
修了者数	

添付書類

- 1 長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業修了者名簿（様式第9号）
- 2 研修資料
- 3 当該年度における研修事業に係る収支決算書
- 4 受講者アンケート結果

様式第9号（第7条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業修了者名簿

指定研修事業者名	
研修実施日	
修了証書交付日	

[illegible]

様式第 10 号（第 8 条関係）

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業廃止届

年 月 日

長崎県知事 様

住所
名称
代表者職・氏名 印

年 月 日付 障福第 号で指定を受けた長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業について、下記のとおり廃止したいので、長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業者指定要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

1 廃止予定年月日

2 廃止の理由